

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月2日  
香川県知事 浜田 恵造

- 1 意見の対象となった届出に係る公告  
平成30年5月24日香川県公告  
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめマート木太  
高松市木太町字西浜2438番地3 外
- 3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要  
該当なし
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
  - (1) 意見書を提出した者
    - 一 木太地区コミュニティ協議会
    - 二 地元住民
  - (2) 意見の概要
    - 一 木太地区コミュニティ協議会
      - ・ 周辺道路は木太北部小学校の児童の通学路となっていますので、登下校時(特に下校時)の安全確保のためにガードマンなどの配置など対応を要望します。

(理由)

- ・ オープンすると交通量が大幅に増加することが予想され、安全対策が不可欠と考えられるため。

#### 二 地元住民

- ・ 計画箇所西側の道路が狭く、交通量の増加により渋滞・事故の増加がないよう十分な配慮・工夫(道路の拡幅など)をしていただきたい。

(理由)

- ・ 現状でも隣接店舗の開業により交通量が増加し、計画書南西の狭隘部では対向車待ちが多く発生している。また隣接店舗の間では信号待ちの車が停車していると、歩行者・自転車が通行できなくなっており、道路の拡幅・歩道の確保などをしない限り安全な通行が困難であるため。

#### 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成30年10月2日から同年11月2日まで